

# 投稿

## チーム医療用語の意味するもの

名誉会員 佐藤 乙一

1. **まえがき：** いま、多くの医療関連学会が必ずといっても過言でないほどチーム医療の重要性や実施成果を説いている。ことほど左様に日臨技学会等でも自らの体験や重要性を討論しあうなど、年を経るごとに貴重なデータの積上げに努めてきた。平成 20 年度の日臨技各地学会でも熱心な経験交流が行われたと聞く。
2. **日衛技会時代の提言：** 古い時代にはカタカナ専門用語は多用しなかった。今日言うところのチーム医療という用語も言葉を替えていけば各種職間の協力体制を意味しているのであろうから現在ではチームワークと言えなくもない。そこで多少のニュアンスの違いはあったのだろうが、昭和 30 年代の後半、時の日衛技会副会長、故中橋勇次郎氏が日衛技定期総会や研修会で“組織医療”という言葉を用い、今も同氏の資料の一部にその重要性を説いた文献が残っている。
3. **専門辞典には：** 少なくとも昭和 20～30 年時代の医療は閉鎖的で「皆が協力し合う」という姿勢は皆無に等しかったという。したがってチーム医療に該当する用語は全く見当らず、同 60 年代以前に発行された多数の辞書を繙いたところただ 1 冊、昭和 57 年 12 月中央法規社発行の穴田秀男先生著「医療法律用語辞典」にみる事ができた。その一部を引用すると「…1 人の患者に対して複数の医師による医療は**グループ医療**、医師以外の専門職を含む医療を**チーム医療**、各種の機能を分担し合い、それらが有機的連携の下に提供される医療を**組織医療**という」と定義している。既述の中橋氏が解説した頃の医学・医療はこの辞典の発行された約 20 年も前のことであつたから多分前記 3 医療用語と業務を混用した初期的内容の用語だったのであるまいか。
4. **現在の用語は？：** 最近、学会や研修会等で発表し、討論する場合、この種の用語はもっぱら“チーム医療”でその他の用語を耳にしたことはないように思う。
5. **近代法律には何と書いてある？：** わが国の立法制度では確実に固定化された正しい日本語がある限り正規な法律題名には原則としてカタカナ語は使用しないこととされているらしい。ただし題名が長いような例ではしばしば出版社等が自社の責任で略号を考案し、その場合カタカナを混用していることは日常散見されているとおりである。  
さて、医療法には**医療連携**という用語が使用されているが、これは本法が制定された昭和 23 年の当初から入っていたものではなく、医療の協力体制が成熟した現在を待って平成 18 年次の改正時によりやく定めたのであろう。ただしこの法規定の内容は下記の身分法とは異なり法律の性格上病院、診療等間の連携、協力等を定めたものであつて法的レベルは高い。その条文と解説要旨を示せば下記のとおりである。  
◆ **医療法第 30 条の 7. 第 1 項、医療提供施設（中略）は医療連携体制構築のため必要な協力をするよう努めるものとする。**  
このように定め、生活習慣病やその他国民の健康保持、救急医療、災害、へき地、周産期および小児等の達成すべき医療事業を集約して 1 条にまとめたもののようにらしい。  
この法規定を受けて自治体や病院では地域医療連携課（室）を設けているところも多いという。
6. **各身分法では医療連携をどう定めているか：** では医療関係者各法では医療連携をどう定めているかをみると、条文数字と職名を除けばその条文はすべて同一文で規定されている。  
◆ **第〇〇条 〇〇博士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。（以下略す）**  
と定めており、制定年次順に列記すれば下記のとおりである。なお、この条文はわかりやすく定められているので、ここで改めて解説する必要はあるまい。
7. **医療連携のある資格法：** 医療技術職法のなかで医療連携の定めてある法律は次の 6 法である。下記説明中①は当該法律名、②はその立法年、③は連携規定の入った年、④はその法律の条数を示す。  
1) ①診療放射線技師法 ②昭 26 ③平 3 ④27 条  
2) ①視能訓練士法 ②昭 46 ③平 5 ④18 条の 2  
3) ①臨床工学技士法 ②昭 62 ③立法時 ④39 条  
4) ①義肢装具士法 ②昭 62 ③立法時 ④39 条  
5) ①救急救命士法 ②平 3 ③立法時 ④45 条  
6) ①言語聴覚士法 ②平 9 ③立法時 ④43 条
8. **未規定の資格法：** 医（歯）法は当然であるが、その他諸般の事情でまだ入っていない法律名は保助看法、臨技法、理・作士法と歯科 2 法等がある。これらの法律には特別の事情があつて入らないのではなく、追加改正する機会がないため法改正の機会がないからではあるまいか。いずれ挿入の時期は訪れるであろう。 <了>